

姫路市監査委員	三 輪	徹
同	芝 野	稔
同	白 井	義 一
同	山 口	悟

令和7年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

- 1 観光経済局（前期）定期監査並びに関係指定管理者監査及び関係補助金等
交付団体監査結果報告書
- 2 観光経済局（後期）定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 3 消防局定期監査結果報告書
- 4 選挙管理委員会事務局定期監査結果報告書
- 5 こども未来局定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書

令和7年度 観光経済局（前期）定期監査（行政監査を含む。）
並びに関係指定管理者監査及び関係補助金等交付団体監査結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査並びに同条第7項の規定に基づく指定管理者監査及び補助金等交付団体監査

(2) 監査の対象

ア 定期監査

観光経済局

観光コンベンション室 文化国際課

出先機関 美術館、姫路文学館、書写の里・美術工芸館、
国際交流センター

姫路城総合管理室

出先機関 動物園、姫路城管理事務所

イ 指定管理者監査

神姫バス株式会社

ウ 補助金等交付団体監査

姫路お城まつり奉賛会

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク管理シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

ア 定期監査

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

イ 指定管理者監査

監査は、施設が法令、条例、協定書等の定めるところにより適切に管理されているか、出納その他の事務が適正に執行されているかなどにつき、協定書、関係諸帳票その他関係書類の全部又は一部を抽出して実施した。

ウ 補助金等交付団体監査

監査は、補助金事業が補助金交付の目的に沿って運営されているか、出納その他の事務が適正に執行されているかなどにつき、会計諸帳票その他関係書類の全部又は一部を抽出して実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

ア 定期監査

監査事務局及び現地

令和7年 9月 2日から令和8年1月20日まで

イ 指定管理者監査

監査事務局及び現地

令和7年10月21日から令和8年1月20日まで

ウ 補助金等交付団体監査

監査事務局及び現地

令和7年10月14日から令和8年1月20日まで

2 監査の結果

(1) 定期監査

監査の結果、指摘事項は次のとおりである。その他の事務は、事務執行上留意すべき軽微なものを除き、適正に執行されているものと認めた。

ア 収入関係事務

(ア) 公園施設不法占有損害賠償金収入関係事務（姫路城総合管理室）

この事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。

早期徴収に努められたい。

(イ) 出納関係事務（動物園）

姫路市会計規則第3条により、所管業務の収入金を直接収納する場合、出納員及び必要に応じて分任出納員を設置する必要がある。当該規則第3条の別表1により、出納員は園長と規定されているが、園長以外の職員が現金の収納事務を行っていた。

姫路市会計規則の規定に基づき、適正に事務を執行されたい。

イ 支出関係事務

(ア) ひめじシティイメージアップ事業業務委託契約事務（観光コンベンション室）

「令和6年度ひめじシティイメージアップ事業業務委託」については、本市の外郭団体と一者随意契約を締結し、急な大型ロケ等が発生した場合については、必要に応じて契約変更で対応することとしていた。現に、追加契約の必要性が生じたことから、支払事務の都合上、別途「令和6年度

ひめじシティイメージアップ事業業務委託（不足分）」を契約している。しかしながら、追加契約分の仕様書は当初契約分と同じ内容で、追加契約により執行する業務内容及び契約期間となっていなかった。また、追加契約分の委託業務の履行状況を確認するための完了報告書が提出されていなかった。

委託契約締結に当たっては、業務内容と仕様書の内容に齟齬がないようにするとともに、委託業務の完了後は履行状況の確認を徹底されたい。

(イ) ひめじ国際交流フェスティバル会場設営等業務委託契約事務（国際交流センター）

「第27回ひめじ国際交流フェスティバル会場設営等業務委託」については、ひめじ国際交流フェスティバル実行委員会が実施する入札の落札業者と契約することとなっているが、イベント当日までに落札業者と契約を締結していなかった。

業務委託を行う場合は、姫路市契約規則の規定に基づき、適正に事務を執行されたい。

(ロ) 契約関係事務（観光コンベンション室）

契約関係事務において、契約書頭書に契約保証金免除条項の記載がないもの、契約保証金が納付される前に契約を締結しているもの、一者随意契約の仕様書の内容が不十分なもの、随意契約の根拠条項に誤りがあるものなど、事務処理上、適当でないものが多数確認された。

職員一人ひとりが姫路市契約規則、業務委託ガイドライン、その他関係規程を把握するとともに、所属内のチェック体制を見直し、適正な契約事務を行われたい。

(ハ) 契約関係事務（美術館総務課、美術館学芸課）

契約関係事務において、一者随意契約の根拠規定が適当でないもの、一者随意契約の仕様書の内容が不十分なもの、見積合わせにおいて見積作成のための十分な期間を確保していないもの、見積書の内訳が記載されておらず見積額の妥当性を判断できないものなど、事務処理上、適当でないものが多数確認された。

職員一人ひとりが姫路市契約規則、業務委託ガイドライン、その他関係規程を把握するとともに、所属内のチェック体制を見直し、適正な契約事務を行われたい。

(ニ) 契約関係事務（文化国際課）

契約関係事務において、契約約款の内容に誤りがあるが訂正を行っていないもの、見積書の内訳が記載されておらず見積額の妥当性を判断できな

いもの、軽工事の契約書頭書に契約不適合責任期間の記載がないもの、随時登録の申請手続きを適正に行っていないものなど、事務処理上、適当でないものが多数確認された。

職員一人ひとりが姫路市契約規則、業務委託ガイドライン、その他関係規程を把握するとともに、所属内のチェック体制を見直し、適正な契約事務を行われたい。

ウ 物品管理事務

(ア) 備品管理事務（姫路城管理事務所）

令和3年度の定期監査において、「廃棄された備品について、備品台帳から抹消されていないものが多数あった」ことを指摘したにも関わらず、依然として当該廃棄済の備品が備品台帳に登録されていた。

当該備品の廃棄手続きを行い、適正な備品管理を徹底されたい。

(2) 指定管理者監査

監査の結果、事務執行上留意すべき軽微なものを除き、適正に管理運営されているものと認めた。

(3) 補助金等交付団体監査

監査の結果、事務執行上留意すべき軽微なものを除き、適正に執行されているものと認めた。